

令和7年度 第3回大和市スポーツ推進審議会 会議録

会議名	令和7年度 第3回大和市スポーツ推進審議会	
開催日時	令和7年11月30日（水）午後3時00分～午後4時10分	
開催場所	大和スポーツセンター体育会館2階 会議室	
出席状況	委員	8人（荻窪会長、古市副会長、姉崎委員、成田委員、壺井委員、西澤委員、伊藤委員、鴨下委員、）欠席：林委員、粉山委員
	事務局（担当課）等	事務局6人（スポーツ×ライフ課長、他担当5名）
	傍聴人	0人
担当課	健幸・スポーツ部 スポーツ×ライフ課 スポーツのまち推進係 内線（5763）	
公開・非公開の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開	

1. 会議次第

(1) 議題

- ①大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例について(答申)
- ②スポーツ施設等における令和6年度指定管理業務について

(2) その他

- ①スポーツ基本法の改正について
- ②次回開催予定 令和7年11月を予定

2. 審議又は検討経過及び結果 主な内容は次のとおり

【議題に先立ち、新たに委員から自己紹介】

【議題①大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例について(答申)について】、事務局より説明 [資料1]

●委員

本件は、「大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例」と謳っているが、具体的には、大和スポーツセンターの駐車場の利用料についてである。この件に関して、委員から意見、質問はあるか。

●委員（一同）

特になし。

●委員

委員から特段の意見がないため、本件資料にある答申（案）の（案）を削除し、これを当審議会から市長への答申としたい。委員各位、よろしいか。

●委員（一同）

異議なし。

●委員

前回の審議会にて検討された利用料や安全面に係る運用面に関しては、この先の市議会にて可決された後、具体的に検討することで調整中とのことである。

あらためて、答申として市長に提出を行うこととする。この件について、事務局から補足説明はあるか。

○事務局

「大和市民参加推進条例」による手続きの一つとして、当審議会に審議いただいているほか、意見公募手続（パブリック・コメント）を令和7年7月1日（火）から7月31日（木）までの一か月間実施している。意見の提出方法は、スポーツ×ライフ課に直接持参のほか、郵送、FAX、市ホームページから行う電子申請としている。また周知方法は、広報やまと7月1日号による周知のほか、市ホームページでも紹介をしている。スポーツ×ライフ課窓口の前に案内を設置している他、

大和スポーツセンター内に4か所、書類の準備を行っている。

現時点では、100件を超える意見の提出がされているところ。寄せられた意見の概要は「賛成」、「反対」と明記されているほか、駐車場料金が無料から有料になることから、駐車場の有料化は受け止めた上で、「減免」を希望する意見や、「料金設定の見直しを希望する」といった様々な意見がある。例えば、「2時間無料」、「3時間無料」といった料金体系の見直し等、細かな意見から様々な意見を頂戴している。

今後は、提出された様々な意見を集約し、庁内調整を行い、更に検討を進め、市議会への上程に向けて進めていくところ。また意見公募手続の正式な結果公表は、後日、市のホームページに市の考え方を反映させた上で公開していく。審議会では後日、改めて報告する。

●委員

この件で質問あるか。

●委員(一同)

特になし。

●委員

では、議題1については、審議を終了する。答申の方法は会長一任として預かり、対応してよいか。

●委員(一同)

異議なし。

●委員

続いて、議題②に入る。

【議題②スポーツ施設等における令和6年度指定管理業務について】、事務局より説明 [資料2]、[資料3]、[資料4]

●委員

この件について意見、質問はあるか。

●委員

評価の視点は、評価できる点のみか。評価できなかった点についてはどうか。

○事務局

指定管理業務に対する評価は、公募、非公募に関わらず。申込の段階からある要項や仕様書に対しての業務履行に関して、大きく評価を損なうような点は、仕様書と比較して、特になかったため、記載していない。

●委員

5年契約において、途中、人件費が上がったことに予備費を使ってまかなったことはどうかと思う。また、下福田野球場がしばらく使用できず、収入がなかった。これは使えない理由があって使えなかったからであり、通常の企業であれば赤字であるのに、そこに、予備費を使って補填したというのは契約に謳っている対応なのか。

○事務局

補填は電気料金等のことである。人件費ではない。国からの交付金において、指定管理施設の電気料金等に関して激変緩和措置のため、協定書に基づく協議の上で、急激な価格の高騰等に対応しきれない施設に対しての国の交付金を活用している。市の指定管理施設のうち、大和スポーツセンターにおいて不足を補うために国の交付金を充てさせていただいている。

●委員

各職員の定期昇給や賃金も予算より上がっているが、これも国の交付金を充てているのか。

○事務局

交付金を人件費に充てていない。5年間の指定管理期間である単年度の令和6年度の収支決算としては、マイナス637万円となっている。

●委員

賃金の引き上げ等は、補填に関係ないのか。

○事務局

指定管理者の賃金引上げ相当分を市から負担することはなかった。

●委員

もう一点、大和ゆとりの森内にある多目的スポーツ広場を管理するやまとスポレク・パートナーズが、芝生の面積による請負契約を締結していると思うが、サッカー場は含まれていないのか。

○事務局

人工芝のサッカー場についてということであれば、大規模多目的スポーツ広場がそれにあたる。

●委員

大和ゆとりの森の指定管理者は、過去から変わっているのに対し、何故大和スポーツセンターは指定管理者が変わらないのか。

○事務局

現在、令和8年度から開始する5年間の指定管理者の選定作業を進めている。指定管理者の公募について、スポーツ施設設置条例では、「スポーツ施設等の管理等を設立目的の全部又は一部とする団体であって選定の基準に照らし、スポーツ施設等の管理等を最も効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者の候補者として選定することができる」とあり、これについて庁内調整を終え、公募によらない方式にて選定作業を進めている。

●委員

永遠に同じということか。

○事務局

市では永遠という整理は行っていない。

●委員

「公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団」には理事にも色々な人がいて、その中で理事長を決めていると思うが、決定について、市長の指示により理事長が決定するという条例があるのか。

○事務局

市長が理事長を指定するといった条文は大和市スポーツ施設設置条例にはない。

●委員

公益財団法人なので、独自に決定できるということか。予算が不足した場合は、市が補填しているのか。

○事務局

指定管理施設を対象に、電気料金等の救済措置を要する指定管理施設かつ、国の交付金の要綱に合致する場合のみ国費を充てている。

●委員

他はよろしいか。

○事務局

何か不足が生じた際に、全て市の財源を充てているものではない。施設の魅力をより良く発揮させるため、民間の活力を活用しようとするのが指定管理制度の趣旨である。

5年間の費用であるが、ある程度5年間かかる費用を計算したものが単年度の予算である2億1000万円である。5年先の計算を行う中で、計算外のもので出てくる。物価の高騰、人件費の高騰といった先読みできないもののうち、協議した上、市が費用負担をするかもを含め検討・協議するものであり、令和6年度においては電気料金等に対してであった。全てに対して市が財源負担するというのではなく、責任分担が決まっているため、請負の責任を以って行っていただくことが基本的な考え方である。

●委員

指定管理の中に、条件として書かれていること以外のことが起こった場合に補助をしてあげるということによいか。

○事務局

電気料金等がかなり高騰しており、指定管理に手を挙げていただいた際には、想定し得なかったことなど、協議することが細かく規定されている。基本的に光熱費は指定管理者の負担であるが、高騰が著しい場合などは協議する中で対応することが指定管理協定の中で定められている。

●委員

協議の対象は、スポーツ×ライフ課と指定管理者か。

○事務局

協議の申し出をどちらからするかによって変わる。例えば今回、指定管理者が物価高騰を受けて「運営が厳しい」といった申し出が理事長名で提出された場合には、市は協議に対応しなければならない。協議した上で市が補填するものであるか判断する。補填しない判断となれば、当然補填しない。

●委員

情報誌「スポーツやまと」の配布の頻度は。また小学生を対象にしている理由は。

○事務局

以前、年2回の配布が実施されていた。現在、年1回春先に発出している。

小学生を配布対象にしている理由は、こどもの内からスポーツに触れる機会を創出したいと考え、そのための情報を提供したく、一人一人に配布しているところ。

●委員

大和市スポーツ少年団の情報を含め、発行・配布してもらっている。

大和市スポーツ少年団の機関紙も依頼し、春先に年間に実施するスポーツを周知するため、小学校全校に配布している。中学校にも申請したが、コマーシャル的なところがあるからとダメと言われている。

●委員

中学生になると、部活動が始まるのでスポーツに触れる機会が増える。小学生にとっては学外でスポーツに触れる機会を周知する情報誌があるのは良いが、一方で学校は配布物が多いため、確実に保護者や子供に情報を届けていくことが課題であるし、家庭的な背景からスポーツに取り組む環境にならないといったこともあるので、すぐの対応が難しいがそういった視点も必要だと感じた。

●委員

最終的には、「今日、大和市ではこういったスポーツがやっている」といった情報発信を行うよう市に要請していたが、実現していない。

●委員

確かに大和市民総合スポーツ選手権大会などの情報発信はやっていない。他はないか。

●委員（一同）

特になし。

●委員

なければ、議題2について、承認でよいか。

●委員（一同）

反対なし。

●委員

その他の議題に移るが、委員で何かあるか。

●委員（一同）

意見なし。

●委員

では、事務局から事務連絡はあるか。

○事務局

【(2) その他①スポーツ基本法の改正について、事務局より説明[当日資料]、②次回開催予定令和7年11月を予定】

◎審議終了

以上